

岩手県告示第322号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年4月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立中部病院	北上市村崎野17地割10番地	平成30年3月31日
岩手県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平17番地	〃
岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森60番地1	〃